

4. サービスの内容
(全体の方針)

運営に関する方針	<p>① 高齢者への尊敬の念を最高位の精神と位置づけ、接遇の基本といたします。</p> <p>② サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者や家族から求められたときは、提供方法等について理解しやすいように説明いたします。</p> <p>③ 入居者にも安心して暮らしていただけるように、人材育成に努め、質の高いサービスが継続して提供できる体制を整えていきます。</p> <p>④ 事業の実施にあたって、当該施設周辺地域をはじめ関係市との連携を重視し、地域住民との交流を円滑に行なえる場所の確保と提供に努めます。</p> <p>⑤ 入居者様が楽しく余暇を過ごせるよう様々なレクリエーションを取り入れていきます。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>1. サービスの提供にあたっては懇切丁寧をとし、入居者やその家族からの質問には理解しやすいように説明いたします。</p> <p>2. 入居者にも安心して暮らしていただけるように人材の育成に努め、質の高いサービスが継続して提供できる体制を整えて行きます。</p> <p>3. 入居者が楽しく余暇を過ごせるよう様々なレクリエーションを取り入れていきます。また、各種ボランティア活動を積極的に受け入れ、地元の人々との交流を図ります。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービス体制の有無	個別機能訓練加算	①	あり	2	なし
	夜間看護体制加算	①	あり	2	なし
	医療機関連携加算	①	あり	2	なし
	看取り介護加算	①	あり	2	なし
	処遇改善加算	①	あり	2	なし
	人員配置が手厚い介護サービスの実施	1	あり	②	なし
	短期利用特定施設入居	①	あり	2	なし

	者生活介護				
	認知症専門 ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	② なし
		(Ⅱ)	1	あり	② なし
	サービス 提供体制 強化加算	(Ⅰ) イ	1	あり	② なし
		(Ⅰ) ロ	①	あり	2 なし
		(Ⅱ)	1	あり	② なし
		(Ⅲ)	1	あり	② なし
① あり	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1				
2 なし					

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 4 その他 ()			
協力医療 機関	1	名称	ふくろうホームクリニック		
		住所	千葉県市原市ちはら台1-5-7 1F		
		診療科目	内科		
		協力内容	内科医師が1ヶ月に2回来所し診察・健康相談に応じる (医療費その他の費用は入居者の自己負担)		
	2	名称	医療法人社団小羊会 高洲訪問クリニック		
		住所	千葉県千葉市美浜区高洲4-1-9		
		診療科目	内科、糖尿病内科、人工透析内科		
		協力内容	内科医師が1ヶ月に2回来所し診察・健康相談に応じる (医療費その他の費用は入居者の自己負担)		
協力歯科医療機関	名称	(医)郁栄会 ベイデンタルクリニック			
	住所	千葉県千葉市美浜区高洲4-1-9			
	協力内容	月2回の訪問歯科診療 (医療費その他の費用は入居者の自己負担)			

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1	一時介護室へ移る場合		
		2	介護居室へ移る場合		
		③	その他 (設定なし)		
判断基準の内容					
手続きの内容					
追加的費用の有無		1	あり	②	なし
居室利用権の取り扱い					
前払い金償却の調整の有無		1	あり	②	なし
従前の居室との 仕様の変更	面積の増減	1	あり	②	なし
	便所の変更	1	あり	②	なし
	浴室の変更	1	あり	②	なし

	洗面所の変更	1 あり	② なし
	台所の変更	1 あり	② なし
	その他の変更	(変更内容)	
		1 あり	
	② なし		

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり	2 なし
	要支援の者	① あり	2 なし
	要介護の者	① あり	2 なし
留意事項			
契約の解除の内容	<p>①入居者が逝去した場合。(入居者が2名の場合はどちらとも逝去した場合)(入居契約書第28条第1項)</p> <p>②入居者から契約解約が行なわれた場合。(入居契約書第29条)</p> <p>③事業者から契約解除が行なわれた場合。(入居契約書第30条)</p> <p>事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、入居契約書第30条2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。</p> <p>一入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>二月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき</p> <p>三入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時</p> <p>四入居者の行動が、他の入居者又従業員の生命に危険を及ぼし、又は、その危険の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき</p>		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書第30条	
	解約予告期間	90日	
入居者からの解約予告期間	30日		
体験入居の内容	<p>① あり (約一週間を限度に1日10,000円(昼食、夕食、朝食付き)(税抜))</p> <p>2 なし</p>		
入居定員	67人		
その他			